

## 岐阜県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金に係るQ&A

(令和4年1月11日時点)

No.	分類	質問内容	回答
1	事業目的	この事業は、何について補助をする事業か。	令和3年10月1日～12月31日までの「衛生用品の購入」及び「感染防止対策に要する備品の購入」に要した費用を補助する事業です。
2	交付申請	交付申請書を提出してから、口座に入金されるまでどの位かかるか。	補助金の支払いは、令和4年3月28日予定ですが、今後事情の変化よりその支払時期が前後する場合があります。申請の審査等の都合、入金までに一定程度時間を要する事についてご理解賜りますようお願いいたします。
3	交付申請	事業者（法人）として一括申請ではなく、事業所ごとの申請（複数回）となっても良いか。	事業者（法人）が、岐阜県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等を全て取りまとめの上、 <u>一括して一度</u> で申請いただきます。 事業所ごとの申請（複数回）はできませんのでご注意ください。
4	交付申請	対象期間前（9月以前）に対象物品を注文したが、納品や支払が対象期間中（10/1～12/31）となった場合は、交付申請の対象になるか。「10/1～12/31までの『購入』」とは商品の「注文日」で判断すればよいのか。	ご指摘の場合は補助対象とはなりません。対象期間中に「発注や注文や購入」（※見積の取得のみは不可）がされているものに限りです。
5	交付申請	事業者として、一括してマスク、消毒液を購入しているが、事業所ごとの按分はどのような基準に基づいて行えば良いか。	サービス種別ごとに補助上限額（＝基準単価）が設定されているので、サービス種別ごとの使用見込量など合理的に説明可能な考え方により適宜各サービスごとに配分の上、その金額の範囲内で各サービスごとに申請可能です。
6	事業対象	補助対象施設・事業所となりえるか。	補助対象事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている事業所とし、対象期間内での新規指定、休業中のものを含みます。なお、医療又は介護の補助金が支給される場合は対象外です。
7	事業対象	本事業の <u>医療版</u> に相当する「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の申請した場合、併せて本事業の申請もできるか。	両方の事業の補助要件を満たす事業所等であっても、両方の申請はできません。事業所等においていずれかを選択してください。医療の申請をしていなければ本事業の申請を行うことは可能です。
8	事業対象	本事業の <u>介護版</u> に相当する「岐阜県介護サービス事業所・施設における感染防止対策補助金」の補助金申請した場合、併せて本事業の申請はできるか。	両方の事業の補助要件を満たす事業所等であっても、両方の申請はできません。事業所等においていずれかを選択してください。介護の申請をしていなければ本事業の申請を行うことは可能です。
9	事業対象	現在（交付申請日時点）事業所は廃止しているが、令和3年10月1日から12月31日までの間に対象経費の支出をしていれば、交付申請は可能か。	10/1から12/31までの間に指定等を受けており、10/1から廃止までに発生した経費があれば、申請日時点で事業所が廃止されていても交付申請は可能です。

10	事業対象	現在（交付申請日時点）事業所は休止しているが、10月1日から12月31日までの間に対象経費の支出をしていれば、申請可能か？	対象期間（10/1～12/31）中に発生した経費があれば、交付申請日時点で事業所が休止中であっても補助金交付申請は可能です。
11	事業対象	対象期間中（10/1～12/31）に障害福祉サービス提供の実績がないが、申請可能か。	事業所が休止しているなど対象期間（10/1～12/31）中に全くサービス提供の実績がない場合であっても、発生した経費があれば、補助金交付申請は可能です。
12	事業対象	令和3年12月1日に新規で指定を受けた事業所が、事業所開設の準備として、10、11月に購入した補助対象経費に該当する衛生用品等の購入費用は、補助申請可能か。令和4年1月もしくは2月に新たに新規指定を受けた事業所が、開設準備のため令和3年10、11月に購入した費用の場合は補助申請可能か。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。そのため、12月1日に指定を受けた事業所は12月1日以降に購入した衛生用品等の費用が対象となり、令和4年以降に新規指定を受けた事業所は申請不可となります。
13	事業対象	対象期間中（10/1～12/31）に対象物品を注文したが、納品や支払が期間を過ぎた場合は、補助対象になるか。例えば、12/30にインターネットで注文したが、業者が年末年始の休みのため、業者での注文確認や発送が年明けになった場合でも、補助対象となるか。	対象物品の「発注」（※見積の取得のみは不可）が対象期間内に完了していれば、補助対象として差し支えありません。例示のケースも補助対象となります。
14	事業対象	事業所で陽性者が発生していたら、補助対象にならないことはあるのか。	そのような要件は設けておりません。
15	事業対象	一つの法人で複数の事業を実施している場合、補助の上限はそれぞれの事業の上限を合算したものとなると思うが、例えば1つのパーティションを購入する場合、個々の事業の上限は超えてしまうが合計額以下におさまる場合、それぞれの上限の範囲内に分けて計上してよいか。	お見込みの通りで差し支えありません。
16	事業対象	医療や介護と同一の施設・事業所か否かについては、どのような基準により判断すればよいか。	原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断します。例えば、同一敷地内に生活介護事業所と介護保険法に基づく指定通所介護事業所がある場合で、設備及び備品等を共用していれば、いずれか一方のみへの申請が可能です。
17	事業対象	補助対象となる「衛生用品」とは具体的に何を指すのか。	その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。使い切りできるものが前提です。
18	事業対象	補助対象となる「感染防止対策に要する備品」とは具体的に何を指すのか。	パーティションとパルスオキシメーターの2つのみが補助対象となります（左記2つ以外の備品は補助対象外です）。

19	事業対象	体温計や空気清浄機、消毒液の噴射器等の備品は補助対象外なのか。	感染防止対策として特に支出の増加が見込まれるものを想定し、これらを補助対象経費としています。備品については、感染症対策以外への汎用性が高いことなどから今般補助対象としておりません。
20	記載方法	交付申請書に記載する定員数はいつの時点で判断すれば良いか。	交付申請時点の定員数です。
21	保管資料	保管すべき証拠書類は、領収書でなくとも、レシート、請求書、納品書等購入金額が分かるものであれば良いか。	購入日又は注文日、購入した商品の内容、金額、購入先の業者等の名称、購入した事業者の宛名（レシートなど購入者の名称の記載がないものは原本）等が確認できるものであれば差し支えないです。見積もり段階の書類は証拠書類にはなりません。